

社会福祉法人正松会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 正松会（以下「当法人」という。）定款第八条の二並びに定款第二十条の規定に基づき、役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第十五条に基づき設置される理事及び監事をいい、評議員選任・解任委員を併せて役員等という。
- (2) 評議員とは、定款第五条に基づき設置される者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員は、定款第六条第二項に基づき設置される者をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用弁償とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用弁償とは、職務執行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員等に職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、法人の職務を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては支給しない。

- 2 役員等については、会議の出席等に応じて、一定額を支給することができる。
- 3 同日に、理事会並びに評議員会、評議員選任・解任委員会があわせて会議が開催された場合、重複して支給しない。

(報酬等の決定)

第4条 役員等に対する報酬の額は、評議員会において定める別表の額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は、通貨により本人に支給するものとする。ただし、本人の指定する本

人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 役員が職務の為に出張した時は、旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊費等）を支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第2項第2号に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 本規定の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補足)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規定は、令和4年6月23日から施行する。

従前の社会福祉法人正松会 役員等報酬規程（平成29年4月1日施行）は廃止する。

別 表（第4条関係） 役員等の報酬額

職 名	報 酬 額
理 事	日額報酬 5,600円
監 事	日額報酬 5,600円
評議員	日額報酬 5,600円
評議員選任・解任委員	日額報酬 5,600円